

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 3 年 2 月 24 日

京都府流域下水道事務所長 永 濱 直 行

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
桂川右岸流域下水道洛西浄化センター業務委託（管理棟等環境管理）
（流 3 洛西第 13 号の 43）
- (2) 契約期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (3) 業務を行う場所
洛西浄化センター（長岡京市勝竜寺樋ノ口地内）
- (4) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「確認申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1
京都府流域下水道事務所総務課
電話番号 (075) 954-1877
ファクシミリ番号 (075) 955-2224
- (2) 入札説明書、仕様書、確認申請書及び対象物件図書の交付期間等
ア 交付期間
令和 3 年 2 月 24 日（水）から令和 3 年 3 月 5 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
イ 入手方法
原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和元・2・3 年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「ビル管理等」－小分類「ビル管理」
- (3) 4 で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止がなされていない者であること。
- (4) 過去 2 年間に同種業務の受託実績を有する者であること。

- (5) 京都府内に本社、本店、支店又は取引を希望する営業所等を有する者であること。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 2 項の規定による同条第 1 項第 8 号に掲げる事業の登録を受けている者であること。
ただし、中小企業庁が証明する官公需適格組合（以下「組合」という。）が入札参加申込みを行う場合にあつては、当該組合員が上記登録を受けていること。
なお、当該組合員が入札に参加した場合において、自己又は自社の役員等又は使用人が組合の役員であるときは、組合は当該入札に参加することができない。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 7 条第 1 項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者を洛西浄化センターの建築物環境衛生管理技術者として選任できる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和 3 年 2 月 24 日(水)から令和 3 年 3 月 5 日(金)まで

(2) 提出場所

2 の(1)に同じ。

(3) 提出方法

提出期間の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）の間に、持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(4) 資格審査結果の通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類は A 4 判で作成し、1 部提出すること。

ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。

5 質問の受付・回答

質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質疑書

質問については、令和 3 年 3 月 3 日(水)午後 4 時までにファクシミリで 2 の(1)の場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

(2) 回答

令和 3 年 3 月 10 日(水)までに京都府流域下水道事務所のホームページに掲載する。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時

令和 3 年 3 月 12 日(金)午前 11 時

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1
京都府流域下水道事務所2階北会議室

(2) 入札の方法

ア 持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 入札に際しては、入札に記載する金額の積算が分かる内訳書を併せて提出すること。内訳書の様式は自由であるが、合計額は入札書に一致させること。

また、内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。なお、再度入札を行う場合は、内訳書の提出は要しない。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、業務を行う期間（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における総額を記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、いったん入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることができる。

(6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を2の(1)の場所へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

オ 入札参加資格の確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(9) 落札者の決定方法

ア 京都府流域下水道事業会計規程(平成31年京都府公営企業管理規程第2号)第113条の規定により例によることとされる京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

イ 落札者が4月1日に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(10) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。なお、当初入札において辞退又は無効となった者は、再度入札に参加することができない。

イ 再度入札参加者は、(2)から(7)までの方法により再度入札を行うものとする。

ウ 再度入札において、当初入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

7 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

8 入札保証金

免除する。

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 契約書の作成の要否

要する。

12 契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

13 支払条件

毎月毎に契約の履行の完了を確認した後、業務料(月額)を支払うものとする。

14 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この入札に係る落札者の決定は、令和3年度予算の京都府議会の議決を条件とし、令和3年4月1日付けで行うこととする。